

ADRの現在

——企画の趣旨

中山幸二

2007年4月1日に、「裁判外紛争解決手続の利用の促進等に関する法律」(いわゆるADR法)が施行された。その内実は、ADR事業者を対象とした「認証」制度を設け、認証事業者の手続に時効中断効を与えることによって、ADRの利用の促進・活性化を図ったものである。このADR法の施行を契機に、当初は必ずしも順風とも言えない状況であったが、様々なADR機関が設立され、今日では法務大臣の認証を受けたADR機関が121に至っている(3月1日現在)。の中には、自動車や家電のPLセンターをはじめ、弁護士会、司法書士会、行政書士会、社労士会等々の運営するもの、消費者紛争や家庭紛争、境界紛争、スポーツ紛争、電力、知財、外国人問題を扱うものなど、運営主体も対象事件も多種多様なものがある。金融分野では、2009年に金融商品取引法、銀行法、保険業法等16本の金融関連法の改正法により、いわゆる金融ADRが業態ごとに導入され、時効中断効のほか、金融機関の手続応諾義務、資料提供義務、調停案受諾義務が定められた。翌2010年からこの枠組みに従って設立され、内閣総理大臣の指定を受けた機関は8機関に上り、利用件数は活況を呈している。そのほか、医療ADRや事業再生ADRも登場し、さまざまな分野でADRの活用が試みられている。一昨年には、東日本大震災の被災者を対象とした震災ADRや原発ADRも設置された。この間に、ADRに関する学術研究団体としての「仲裁ADR法学会」が設立されるとともに、業界団体として「日本ADR協会」も設立されている。

今や、ADR法の附則第2条が定める法律施行から5年経過後の法律の見直し時期が到来し、日

本ADR協会の改正問題検討ワーキンググループが、関係ADR機関にアンケート調査を行い、その分析・検討に基づく論点整理を経て、立法的提言も公表している。間もなく諸方面からの改正意見を受けて、改正提案がまとめられる見込みである。今年7月に開催される仲裁ADR法学会では、まさにADR法の改正をテーマにシンポジウムが行われる予定である。

そこで、この時点での各種ADRの現状を把握するとともに、今後のADR制度の課題と展望を提示するというのが、本企画の趣旨である。

まず総論部では、2001年の司法制度改革審議会意見書に基づく司法制度改革からADR法の制度設計と運営に携わってきた青山教授から、ADRの現状認識と展望を示してもらい、次に、現在進行中のADR法改正準備作業の中核の一人である山田教授から、改正法の検討課題を提示もらうこととする。更に、紛争解決制度利用者の心理学的分析も踏まえ、菅原教授から調停の理念型とその技法を提示してもらう。各論部では、典型的な評価型ADRの例として自動車PLセンター(佐藤論文)、国民生活センター(枝垂論文)、当事者支援型ADRとして司法書士会ADR(稲村論文)、医療という特殊専門的な領域における医療ADR(児玉論文)の実情を紹介し、その多様性を例示する。更に、比較法的の考察として、最近のヨーロッパの動向につき、イギリス(長谷部論文)、ドイツ(渡部論文)、フランス(垣内論文)のADR制度を紹介し、日本の今後の立法と運用への示唆を得たい。

(なかやま・こうじ 明治大学教授)